やまぐち食の安心・安全情報

第６３号（令和８年１０月）



【発行】　やまぐち食の安心・安全推進協議会
（事務局）山口県環境生活部生活衛生課
753-8501 山口市滝町１－１
TEL：083-933-2974
FAX：083-933-3079
E-mail：a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

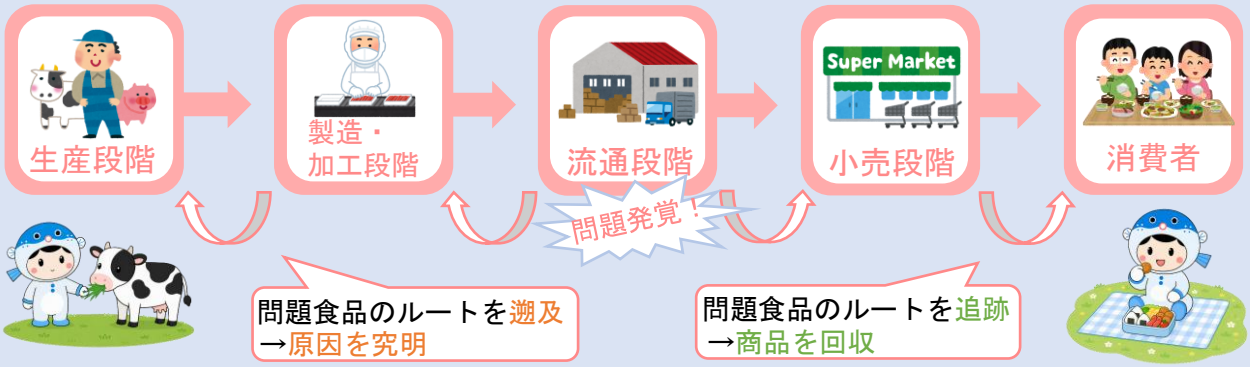
食品トレーサビリティってなに？



◆食品トレーサビリティとは

各事業者が食品を取扱った際の記録を作成し保存しておくことで、食中毒など健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを調べ（遡及）、どこに行ったかを調べること（追跡）ができるものです

例）流通段階での問題が発覚した場合



◆トレーサビリティの取組による効果

トレーサビリティの取組により、食品事故発生時の回収作業時間や回収量を大幅に縮小することができるなど、多くのリスクを回避・低減することができます

リスク



異物混入した食品の流通

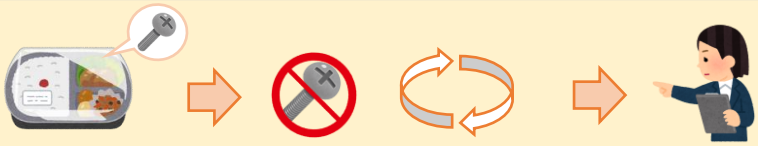
小麦	乳	卵	そば	えび
○		○		

アレルギー物質の表示ミスの食品の流通



消費者の信頼低下

トレーサビリティの効果



発生や経路を追跡　再発防止や迅速な回収対応　品質管理を強化



誤表示商品の特定・流通把握　健康被害の拡大防止と迅速な回収・訂正



情報公開や透明性向上で安全性を明示　消費者の信頼確保やブランド価値向上

食品添加物の安全性確保について



食品添加物について

食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるものです
食品添加物には、食品衛生法により次のようなルールが決められています

①使用できる添加物



指定添加物	食品衛生法第12条に基づき、内閣総理大臣が指定したもの 安全性について、食品安全委員会の評価を受けている

＜指定を受けずに使用できる添加物＞

既存添加物	我が国において広く使用されており、長い食経験があるもの
天然香料	動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもの
一般飲食物添加物	一般に飲食に供されているもので、添加物として使用されているもの

②品質や使用量
食品添加物には、純度や成分についての規格や、使用できる量などの基準が定められている

③食品への表示
・原則として、食品に使用した添加物は、すべて表示しなければならない
・表示は、物質名で記載され、保存料、甘味料等の用途で使用したものについては、その用途名も併記しなければならない
・表示基準に合致しないものの販売等は禁止されている

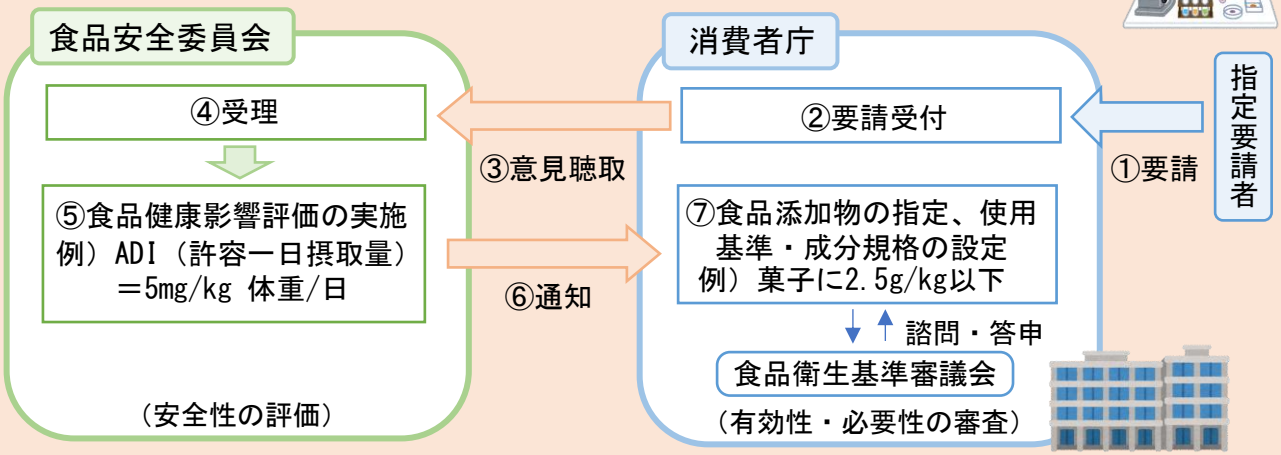


添加物の新たな指定

消費者庁は、食品添加物の安全性を確保するために、食品安全委員会の意見を聴き、その食品添加物が人の健康を損なうおそれの無い場合に限って使用を認めています



食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について
（指定要請を受けて食品衛生法に基づいて食品添加物を指定する場合）



「やまぐち食の安心・安全情報誌」バックナンバーはこちら！

食の安心・安全に関する情報を各種SNSで発信中です！

＜ X ＞　＜ Instagram ＞